

## 沖縄科学技術大学院大学の開学に向けた取組の推進について

平成 20 年 12 月 19 日  
関係閣僚申合せ

沖縄科学技術大学院大学（仮称）（以下「大学院大学」という。）は、沖縄において、科学技術に関する国際的な教育研究拠点の形成を図るため、世界最高水準の教育研究を行うことを目的とする大学である。

本大学院大学の設立構想については、累次の関係閣僚申合せに基づき、平成 17 年 9 月に独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構（以下「機構」という。）を設立し、先行的研究事業を実施するなど、その推進が図られてきた。また、本年 7 月には、機構運営委員会により、大学院大学の制度設計等について「新大学院大学の青写真」が示されたところである。これらの取組も踏まえ、下記について申し合わせ、引き続き、関係府省が連携して開学に向けた取組を進めることとする。

## 記

1. 大学院大学は、真に国際的で柔軟な教育研究環境を整え、先端的な学際分野における活動を促すことにより、着実に教育研究の成果の蓄積を図り、世界の科学技術の発展に寄与するとともに、沖縄の自立的発展、ひいては我が国経済社会の発展に資するよう努める必要がある。
2. 大学院大学の設置主体の在り方については、以下のとおりとする。
  - (1) 大学院大学は、その運営に際して世界の英知の結集を図るとともに、教育研究及び経営の自主性と柔軟性を確保する観点から、学校法人により設置される大学とした上で、当該法人（以下「法人」という。）の管理運営の仕組みについて所要の特例を設ける。
  - (2) 理事会は、ノーベル賞受賞者等の優れた功績のある内外の科学者等の学外理事を中心に構成することとし、法人の最終的な意思決定機関として、学長の選任を含む重要事項の決定やその業務執行の監督を行う。学長は、国際的な学術界の中から選任されるものとする。
  - (3) 沖縄における科学技術の水準の向上を通じて、沖縄の振興、さらには我が国経済社会の発展を図る観点から、法人に対する財政支援の制度を設け、内閣府において、所要の予算措置を講じる。また、設立から一定期間については、大学院大学の教育研究の水準の向上を図りつつ自立的な経営への移行を促すための支援を行うこととする。支援の在り方については、適切な時期に、国際的な評価の確立状況等を踏まえて検証し、必要に応じて見直し等を行うこととする。

- (4) 法人の業務運営について、高い透明性が確保され、国民に対する説明責任が果たされる仕組みを設ける。新法人の業務については、上記(3)に示した国による財政支援の目的も踏まえ、事前・事後において、必要に応じ有識者の知見も活用しつつ確認・評価を行う。その際、大学院大学の教育研究の特性に配慮する。
  - (5) 大学院大学の運営について、国と法人との間で密接な連携関係を構築する。
  - (6) 法人の設立に当たっては、機構の運営委員等を法人の設立委員として任命することとし、機構はこれを補佐する立場から、必要な業務を行う。また、機構から法人への承継及び機構の解散について、必要な条件整備を行う。
3. 政府は、機構の業務の実績等を踏まえ、平成24年度までの開学を目指して所要の措置を講じる。内閣府においては、関係省と連携しつつ所要の法案を作成し、次期通常国会への提出を期する。
  4. 機構は、次期中期目標期間において、着実に大学院大学の設置の準備を進めるとともに、新キャンパスの一部供用開始（平成21年度）を受けて、学生の受入れを拡大する等、研究教育活動の一層の充実を図る。その際、開学に向け、国際的に競争力のある人事・処遇制度の構築及び研究環境、生活環境の整備に努める。
  5. 大学院大学が、世界水準の教育研究拠点の形成や産学連携等を通じた科学技術による地域振興の成功例となるよう、関係府省間及び内閣府と沖縄県との連携を進める。また、内閣府においては、長期的な視点に立って、大学院大学に対する支援により期待される効果を分かりやすく示すとともに、その実績について、的確な把握・検証に努める。

|                         |      |
|-------------------------|------|
| 内閣官房長官                  | 河村建夫 |
| 内閣府特命担当大臣<br>(沖縄及び北方対策) | 佐藤勉  |
| 内閣府特命担当大臣<br>(科学技術政策)   | 野田聖子 |
| 財務大臣                    | 中川昭一 |
| 文部科学大臣                  | 塩谷立  |